

静岡県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成6年1月25日

至 令和7年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年静岡県告示第72号、平成9年静岡県告示第931号、平成12年静岡県告示第339号、平成13年静岡県告示第762号、平成16年静岡県告示第972号、平成22年静岡県告示第301号及び平成27年静岡県告示第193号の事業地に、静岡県掛川市大字葛ヶ丘1丁目並びに大字葛ヶ丘2丁目並びに大字葛ヶ丘3丁目並びに大字旭丘1丁目並びに大字旭丘2丁目並びに大字水垂字西山及び字宝田並びに大字藺ヶ谷字大ヶ谷並びに大字旭台並びに大字葛川字西田並びに大字宮脇並びに大字仁藤並びに大字宮脇1丁目並びに大字掛川字子角山、字元郭内、字元城中、字城中、字通町及び字仲町並びに大字葵町並びに大字青葉台並びに大字杉谷1丁目並びに大字上張字千東、字中池及び字下池並びに大字葛川字山崎及び字久根ノ内を加え、同大字下西郷字西山並びに大字御所原並びに大字北門並びに大字弥生町並びに大字城西1丁目並びに大字城下地内において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道（大須賀処理区）

3 事業施行期間

自 平成7年1月17日

至 令和7年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成7年静岡県告示第33号、平成13年静岡県告示第278号、平成14年静岡県告示第349-2号、平成16年静岡県告示第989号、平成19年静岡県告示第370号、平成22年静岡県告示第302号及び平成27年静岡県告示第194号の事業地に、静岡県掛川市大字西大淵字細ケ谷口、字細谷、字細谷口、字寺ケ谷、字寺ケ谷口及び字栗ケ谷並びに大字横須賀字西大谷ノ内寺ケ谷及び字狐ケ谷を加え、同大字西大淵字西大谷、字狐ケ谷、字仲町及び字柏平並びに大字洋望台字柏平及び字狐ケ谷地内において事業地を変更する。

=====

静岡県告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

掛川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 掛川市公共下水道（大東処理区）

3 事業施行期間

自 平成8年2月6日

至 令和7年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(3) 使用の部分

変更なし